## ご協力を!全国物価統計調本 查

どを立案する際の重要な資料 は 目的に使われることはありま めだけに用いられ、 や地方公共団体が物価政策な や市が、調査を行います。 を得ることを目的としていま ビス料金などを調査し、 んので、調査にご協力くだ 調査事項は、統計を作るた 知事に任命された調査 主な商品の販売価格や 月に実施するこの その他の

さるようお願いします。

|画課広報統計係 お問い合わせは 880・6553)まで

自動

車

故による

介護料の支給制

# 最低賃金改正

に

独方式に一本化し、 時間額併用方式から時間額単 最低賃金」は、現行の日額 労働者に適用される「高知県 10月1日から県内すべての 金額改正

ればなりません。 は、1時間61円以上としなけ 分として労働者に支払う賃金 これにより、 10 月1日以

お問い合わせは

高知労働局賃金室

885・6024)まで

自動車事故対策センター 高知 号・4号、または 同等と認められる方

雇用・

能力開発機構高知セン

お問い合わせは

872・2112)まで

支所

831 · 1817)

お問い合わせは

援助・協力する制度です。 な財産づくりを国や事業主が や持ち家取得といった計画的

財形制度は、勤労者の貯蓄

財形貯蓄から始めよう

方に介護料を支給します。

障害等級認定通知書が、

級3号・4号、

なたの財産づくり

## 遺障害の程度が次に該当する 自賠責保険などによる後遺 事故により脳や 2 級 3 後

胸腹部臓器を損傷し、

動

車

国民年金保険料の納付期限は、翌月 の末日です。忘れず納めましょう。

しました。

## 年金手帳は大切に保管を!

平成9年1月から基礎年金番号が実施された ことにより、これまで加入する制度ごとにつけ られていた記号・番号が統一され「一人一番号」 の仕組みとなりました。これにより、各人の年 金加入記録を基礎年金番号にまとめることで、 これまで国民年金・厚生年金保険・共済組合そ れぞれに加入した方であっても、全期間を通じ た年金の手続きや照会などが迅速にできるよう になります。

なお、基礎年金番号制度実施前に年金手帳の 交付を受けていた方には、基礎年金番号通知書 が交付されていますので、この通知書を年金手 帳に貼り付けて保管してください。

各年金制度の加入手続きなど、さまざまな届 け出に基礎年金番号(年金手帳)が必要にな りますので、大切に保管してください。 年金手帳 (年金の記号・番号)を2冊以上持 っている場合、年金手帳を持って南国社会保 険事務所で重複取り消しの届け出をし、記号 番号を一つにしてください。

記号・番号が複数ある場合、年金受給の手 続きの際、資格の確認に時間を要し、年金受 給の決定が遅くなる場合がありますので、お 早めにご相談ください。

### 保険料は便利で 確実な口座振替を!

保険料を毎月納付書で金融機関へ納めにい くのは大変です。また、ついうっかり納め忘 れがあると老齢基礎年金や、もしものときの 障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなく なる場合があります。そんな手間や無駄を口 座振替が解消します。申込方法は、通帳と取 引印鑑・基礎年金番号の分かるもの (年金手 帳・納付書)を金融機関にご持参のうえ、手 続きしてください。

\*6カ月前納、1年前納も口座振替が利用で きます。

## 不審な電話にご注意!

社会保険事務所や市町村職員などの名前を かたり、勤務先や電話番号・銀行の口座番号 などの個人情報を聞き出す不審電話の事例が あります。こうした不審な電話には即答せず、 社会保険事務所、または市役所にお問い合わ せください。

お問い合わせは 市民課年金係( 880 - 6555) 南国社会保険事務所( 864-1111)まで



## ごみ出しは定められた日に!



#### ★ ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

| ▼ こノ・紅こみ・ヘットホトルの収集 |   |  |  |  |
|--------------------|---|--|--|--|
| 日                  | 曜 | 地 区  |  |  |
| 10/1               |   | 片山、里改田                                       |  |  |
| 2                  |   | 浜改田  |  |  |
| 3                  | 木 | 久枝(開田を除く)、下島、前浜   💂 🗼 🔃                      |  |  |
| 4                  | 金 | 立田   |  |  |
| 5                  | 土 | 田村   |  |  |
| 7                  | 月 | 十市(南部)                                       |  |  |
| 8                  | 火 | 稲生   |  |  |
| 9                  |   | 能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町                            |  |  |
| 10                 | 木 | 稲吉、西窪、新川                                     |  |  |
| 11                 | 金 | 田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、<br>伊達野、大埇団地           |  |  |
| 12                 | 土 | 篠原、明見  |  |  |
| 14                 | 月 | 下咥内、物部、開田                                    |  |  |
| 15                 | 火 | 後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地                        |  |  |
| 16                 | 水 | 白木谷、蒲原団地、蒲原住宅                                |  |  |
| 17                 | 木 | 陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、<br>西島、古市               |  |  |
| 18                 | 金 | 北小籠、東山町、幸町、元町 、小籠1~2丁目<br>8区(たちばな団地・小篭団地を含む) |  |  |
| 19                 | 土 | 祈年、東崎(東部·西部)、駅前町                             |  |  |
| 21                 | 月 | 野田(東芝団地を除く)                                  |  |  |
| 22                 | 火 | 笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原                          |  |  |
| 23                 | 水 | 常通寺島、中島、吉田、江村、小篭、三軒屋(長岡小籠)                   |  |  |
| 24                 | 木 | 久礼田、植田                                       |  |  |
| 25                 | 金 | <b>奈路、瓶岩、領石、植野</b>                           |  |  |
| 26                 | 土 | 十市(北部)、緑ケ丘                                   |  |  |
| 28                 | 月 | 国分、比江、左右山、岩村                                 |  |  |
| 11/1               | 金 | 立田   |  |  |
| 2                  | ± | 田村   |  |  |
| 4                  | 月 | 十市(南部)                                       |  |  |
| 5                  | 火 | 片山、里改田                                       |  |  |
| 6                  | 水 | 浜改田  |  |  |
|                    |   | ・ボレルの収集マニー ションは 可燃デュを収集                      |  |  |

- \*ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみを収集 しているステーションです。
- \*【雑ごみ】とは、「旧、金属以外の不燃ごみ」です。

#### ★ カン・金属類の収集

| <b>^</b> /· | _ | ・ 並                                      |
|-------------|---|--|
| 日           | 曜 | 地 区                                      |
| 10/1        | 火 | 領石、植野、久礼田、植田                             |
| 2           | 水 | 野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉               |
| 3           | 木 | 田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、<br>大埇団地、篠原、明見、伊達野 |
| 4           |   | 笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)            |
| 5           | 土 | 中島、常通寺島、吉田、江村、小篭、三軒屋(長岡小籠)               |
| 7           | 月 | 片山、里改田、浜改田                               |
| 8           | 火 | 東崎(東部·西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅               |
| 9           | 水 | 東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小篭団地             |
| 10          | 木 | 立田、田村                                    |
| 11          | 金 | 後免町、野田、東芝団地                              |
| 12          | 土 | 陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市               |
| 14          | 月 | 十市(南部)                                   |
| 15          | 火 | 領石、植野、久礼田、植田                             |
| 16          | 水 | 野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉               |
| 17          | 木 | 田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、<br>大埇団地、篠原、明見、伊達野 |
| 18          | 金 | 笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)            |
| 19          | 土 | 中島、常通寺島、吉田、江村、小篭、三軒屋(長岡小籠)               |
| 21          | 月 | 片山、里改田、浜改田                               |
| 22          | 火 | 久枝 (開田を除く)、下島、前浜                         |
| 23          | 水 | 稲生                                       |
| 24          | 木 | 十市(北部)、緑ケ丘、岩村                            |
| 25          |   | 奈路、瓶岩、白木谷                                |
| 26          |   | 国分、比江、左右山、北小籠                            |
| 28          | 月 | 下咥内、物部、開田                                |
| 11/1        | 金 | 笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)            |
| 2           | 土 | 中島、常通寺島、吉田、江村、小篭、三軒屋(長岡小籠)               |
| 4           | 月 | 片山、里改田、浜改田                               |
| 5           | 火 | 領石、植野、久礼田、植田                             |
| 6           | 水 | 野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉               |

## ダンボールの収集



### ★ 紙類・布類の収集 (新聞紙・雑誌・紙パック・古着) ★ ダンボールの収集

| とき                      | 地 区  |
|-------------------------|--|
| 10月7日・21日<br>(第1・3月曜日)  | 十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、<br>野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町<br>(吉本小児科前を除く)                           |
| 10月1日・15日<br>(第1・3火曜日)  | 下島、田村(パイパス南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下咥内を除く)、野田、後免町、東芝団地吉本小児科前                                |
| 10月2日・16日               | 植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、<br>白木谷、外山、奈路、八京、領石、<br>三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、<br>小籠1~2丁目、8区、小篭団地 |
| 10月14日・28日<br>(第2・4月曜日) | 稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、<br>八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、<br>大埇団地、篠原、明見、伊達野                      |
| 10月8日・22日<br>(第2・4火曜日)  | 上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、<br>下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、<br>古市、立田、田村(パイパス北)岩村、下咥内                |
| 10月9日・23日<br>(第2・4水曜日)  | 笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小篭、吉田、江村、祈年、<br>東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅                 |

| とき                      | 地区   |
|-------------------------|--|
| 10月3日·17日<br>(第1·3木曜日)  | 十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、<br>野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町<br>(吉本小児科前を除く)                           |
| 10月4日・18日<br>(第1・3金曜日)  | 下島、田村(パイパス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下咥内を除く)、野田、後免町、東芝団地<br>吉本小児科前                             |
| 10月5日・19日<br>(第1・3土曜日)  | 植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、<br>白木谷、外山、奈路、八京、領石、<br>三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、<br>小籠1~2丁目、8区、小篭団地 |
| 10月10日・24日<br>(第2・4木曜日) | 稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、<br>八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、<br>大埇団地、篠原、明見、伊達野                      |
| 10月11日・25日<br>(第2・4金曜日) | 上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、<br>下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、<br>古市、立田、田村(パイパス北)岩村、下咥内                |
| 10月12日・26日<br>(第2・4土曜日) | 笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、<br>中島、八幡、岡豊町小篭、吉田、江村、祈年、<br>東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅             |